

広告法規マニュアル

第36号

2013年2月

広告と音楽著作権



公益社団法人

東京広告協会 法務政策委員会

<はじめに>

東京広告協会では、1991年に、「CMと音楽著作権」というタイトルで、広告と音楽著作権について広告法規マニュアルを発行しました。(第4号)

それから、20年が経過しました。

インターネットや携帯電話が普及し、メディアの多様化が進み、生活者のメディアとの接触態度も大きく変わりました。

そして、著作権についても、その基本的な概念が変わらないものの、通信技術や機器の発達や高度化に伴い、著作物を取り巻く環境は大きく変わり、たとえば、インターネットなどを通じた自動公衆送信権が創設されるなど、著作権の内容も変わりました。

その変化に対応するため、著作権を規律する著作権法も、ほぼ毎年のペースで改正を重ねてきました。

そこで、今般、時間の経過とこれまでの状況を踏まえ、著作権の基礎的な知識のおさらいも加味して、広告法規マニュアル第36号「広告と音楽著作権」として発行することとしました。

著作権は、多数の権利に分かれ、複雑な権利なので、その説明は分かりにくくなりがちです。

できるかぎり、本書では、分かりやすく記述することを心がけました。

< 目 次 >

1. 著作者の権利について	1
(1) 著作者について	1
(2) 著作者人格権について	4
(3) 著作権の保護期間について	5
(4) 著作権侵害について	6
2. 著作隣接権について	13
(1) 実演家の権利	13
(2) レコード製作者の権利	14
3. 音楽を利用するには、誰の許可を得れば、よいのか?	15
(1) 広告への楽曲の使用	15
(2) 音楽著作物の関係者	15
(3) 音楽出版社	16
(4) 著作権等管理事業者	16
4. 音楽の著作物の利用許諾を受けるにあたって	18
5. 音楽著作権に関する Q & A	20
(1) 著作者の権利について	20
(2) 権利者について	22
(3) その他	24